

○財務省告示第百二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの修正対象物品の輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年四月二十六日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

平成三十年度の初日から平成三十一年三月三十一日までの修正対象物品の輸入数量は、次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法施行					
令別表第一の項名					
			輸入数量		
六	五	四	二	一	
			一二八、三四二トン	一八一、一七三トン	○トン
			五一、二二六トン	○トン	○トン

三十一	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十	十八	十六	十五	十四	十三	十	八
一〇、五四八立方メートル	三六、九五〇立方メートル	一〇、六四一立方メートル	二一〇、四〇四立方メートル	二九八トン	〇トン	七トン	〇トン	〇トン	〇トン	〇トン	〇トン	〇トン	一六、三三〇トン	〇トン	〇トン

四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十五	三十三
○トン	一三トン	○トン	六〇六トン	五五、六五一トン	一、七二六立方メートル	○立方メートル